⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　入札説明書による。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札説明書による。なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。
2　競争参加資格
⑴　平成30～32年度日本中央競馬会「物品等の調達に係る競争参加者資格及び等級格付け審査基準」により「役務等契約」の「広報」において等級が「A」に格付けされている者。
⑵　調達内容の調整に必要な能力を有すると認められる者。
⑶　本公示の日から開札日までの間に、本会から競争入札参加停止措置を受けている日が含まれていないこと。
3　指名されるために必要な要件
⑴　本公示に示した業務の類似業務について取扱実績を有する者。
⑵　著しい経営状態の悪化及び信用度の低下がないと認められる者。
4　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び参加資格等問い合わせ先　〒106―8401 東京都港区六本木６―11―１　日本中央競馬会　本部　法務部契約室　ＴＥＬ03―3591―5251
⑵　入札説明会の日時及び場所　平成30年７月26日10時00分　日本中央競馬会　本部　９階　第４会議室
⑶　入札説明書の交付方法　入札説明会の際、直接交付する。
⑷　入札の日時及び場所　平成30年９月６日10時00分　日本中央競馬会　本部　９階　第４会議室
5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公示に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
6　Summary
⑴　Official in charge of contract : Mitsuaki Akitani, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the services to be procured : 73
⑶　Nature and Quantity of the services to be required : Paper advertisement
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A
⑸　Time limit of tender : By 10 : 00　6 September 2018.
⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 6―11―1　Roppongi　Minato-ku,　Tokyo 106―8401 Japan Tel 03―3591―5251

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成 30 年７月 12 日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
住田　浩典
◎調達機関番号　20　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　内閣府新庁舎（仮称）ＰＦＩ手法による整備検討業務（電子入札対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、内閣府新庁舎(仮称)及び敷地内の既存庁舎を対象として、以下の業務を行うものである。
・ＰＦＩ事業による建築・構造・電気・機械分野及び金融・法務分野に関する検討
・ＰＦＩ事業の手続きに関する支援
⑷　履行期間　契約締結の翌日から平成32年６月30日まで
指定部分１　基本構想段階　平成31年３月29日まで
指定部分２　特定事業選定段階　平成32年３月31日まで
⑸　本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
2　参加資格
技術提案書の提出者は、以下の⑴に掲げる資格を満たしている単体企業、又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
⑴　単体企業
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における平成29・30年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
④　国土交通省大臣官房官庁営繕部長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
⑤　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(業務説明書参照)
⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　設計共同体　2⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年７月12日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより国土交通省大臣官房官庁営繕部長から内閣府新庁舎（仮称）ＰＦＩ手法による整備検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。)認定を受けているものであること。また、管理技術者は、設計共同体の代表者の組織に属していること。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　専門分野の技術者資格
⑵　平成15年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績
⑶　平成24年10月１日から平成29年９月30日までに契約履行が完了した「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の成績評価（業務説明書参照）
⑷　表彰の実績　平成25年４月１日から平成30年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局、事務所長及び内閣府沖縄総合事務局が発注した建築関係の業務の優良業務等表彰または優良技術者等表彰の実績（業務説明書参照）
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　専門分野の技術者資格
⑵　平成15年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績
⑶　平成24年10月１日から平成29年９月30日までに契約履行が完了した「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の成績評価（業務説明書参照）
⑷　表彰の実績　平成25年４月１日から平成30年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局、事務所長及び内閣府沖縄総合事務局が発注した建築関係の業務の優良業務等表彰または優良技術者等表彰の実績（業務説明書参照）